

第3_個人市民税普通徴収関係帳票（当初分） C帳票レイアウト仕様書3

①市民税・県民税普通徴収納税通知書

- ・全面
- ・左面
- ・右面
- ・マッピング補足資料<当初>

②納付書（共通様式）

- ・表面

③口座振替依頼書

- ・表面
- ・データ印字出力項目

④納税通知書用封筒

- ・表面

⑤お知らせ「A 市民税・県民税について」

- ・表面
- ・裏面

⑤お知らせ「B 年特還付について」「C 相続人の方へ」

- ・表面

⑤お知らせ「D 賦課の根拠現年度」

- ・表面・右
- ・裏面・左
- ・裏面・右
- ・表面・左

⑤お知らせ「E 口座振替・納付方法のご案内（市民税・県民税用）」

- ・表面
- ・裏面

①市民税・県民税普通徴収納税通知書 表面左

当初課税用 令和●●年度 市民税・県民税納税通知書

3	
4	11
5	12
6	13
7	14
8	15
9	16
10	17
18(郵便用バーコード)	
299(返戻用バーコード)	

地方税法及び浜松市税条例の規定により
市民税及び県民税を決定しましたので、通知します。

通知書番号	26
整理番号	298

21		
浜松市長	24	印

- お問い合わせ先 浜松市 財務部 市民税課
- 課税内容に関する事 TEL 053-457-2145
 - 公的年金からの特別徴収に関する事 TEL 053-457-2162
 - 給与からの特別徴収に関する事 TEL 053-457-2142

1 市民税・県民税の年税額

年税額(①から③の合計)	153	円
①普通徴収税額	158	円
②公的年金からの特別徴収税額	157	円
③給与からの特別徴収税額	155	円

2 徴収方法ごとの内訳

No.158=0の場合、または拡57~60=0 or *の場合「普通徴収税額(納付書又は口座振替で納める税額)はありません。」を出力。
上記以外で、No.28=空白の場合「同封の納付書で、納めてください。」を出力。
上記のいずれでもない場合「下記の口座より振替します。」を出力。 ※「個人市民税普通徴収納税通知書マッピング補足資料」参照

①普通徴収

期別	納期限	税額	充当額	差引納付額
第1期	令和●●年●●月●●日	197 円	199 円	拡57 円
第2期	令和●●年●●月●●日	203 円	205 円	拡58 円
第3期	令和●●年●●月●●日	209 円	211 円	拡59 円
第4期	令和●●年●●月●●日	215 円	217 円	拡60 円

振替口座 (No.28≠NULLのとき)※個人情報保護のため、口座番号の一部は表示していません。(ただし、令和●●年●●月●●日現在)

金融機関名	28	※振替日は、各期の納期限の日です。				
口座名義人	300	※全納の手続きをされている場合は、全期分を第1期の納期限に振替します。				
預貯金種別	29	口座番号	30	納付方法	171	※口座振替に関する詳細・お問い合わせ先は、別紙「市民税・県民税課の権限等について」

②公的年金からの特別徴収

No.157>0かつNo.273~275≠*の場合、「10月から徴収月ごとに公的年金からの引き落としが開始(再開)される予定です。」を出力。
No.157>0かつNo.273~275≠*の場合、「徴収月ごとに公的年金から引き落とします。」を出力。

今年度の特別徴収税額				▼以下は翌年度の特別徴収税額です。			
仮徴収税額		本徴収税額		翌年度の仮徴収税額			
徴収月	税額	徴収月	税額	徴収月	税額	徴収月	税額
264	273 円	267	276 円	270	279 円		
265	274 円	268	277 円	271	280 円		
266	275 円	269	278 円	272	281 円		

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種類

支払者の名称	247	248	(法人番号)	251~263
公的年金の種類	249	250		

③給与からの特別徴収 給与の支払いの際に、支払者が給与から引き去ります。

内訳については、勤務先から受け取る「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」でご確認ください。

①市民税・県民税普通徴収納税通知書 [課税明細] 表面右

市民税・県民税 課税明細

収入・所得・特別控除・繰越控除

42		61	円	50		69	円	58		77	円
43		62	円	51		70	円	59		78	円
44		63	円	52		71	円	60		79	円
45		64	円	53		72	円	分離短期譲渡所得特別控除		拡55	円
46		65	円	54		73	円	分離長期譲渡所得特別控除		拡56	円
47		66	円	55		74	円	合計所得金額		80	円
48		67	円	56		75	円	繰越控除		81	円
49		68	円	57		76	円	総所得金額等		拡15	円

所得控除額

82		93	円	87		98	円	92		103	円
83		94	円	88		99	円				
84		95	円	89		100	円				
85		96	円	90		101	円	基礎控除		104	円
86		97	円	91		102	円	所得控除合計額		105	円

本人該当区分

拡10	勤労学生	障害	未成年	
		普通	特別	
拡10	拡11	119	119	拡12

扶養親族該当区分

同一生計配偶	老人	老人	その他	16歳未満	障害					
一般	老人	特定	同居	普通	特別					
110	110	110	113	115	114	112	121	118	117	116

課税標準額・税額明細

区分	課税標準額
122	128 円
123	129 円
124	130 円
125	131 円
126	132 円
127	133 円

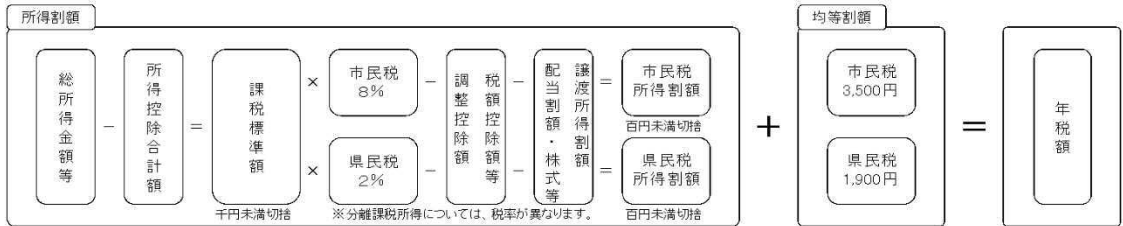
		市民税	県民税
A	算出所得割額合計	135 円	144 円
B	調整控除額	142 円	151 円
C	税額控除額等	136 円	145 円
D	配当割額・株式等譲渡所得割額	138 円	147 円
E	所得割額(百円未満切捨)【A-B-C-D】	139 円	148 円
F	均等割額	140 円	149 円
年税額【E+F】		153 円	

税額控除額等明細		
配当控除	市	288 円
	県	289 円
住宅借入金等特別税額控除	市	拡22 円
	県	拡23 円
寄附金税額控除	市	拡26 円
	県	拡27 円
外国税額控除	市	拡24 円
	県	拡25 円
所得割調整額	市	拡28 円
	県	拡29 円

控除不足額 ※ 159 円

※所得割額から控除することができなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額です。均等割額等に充当した後、残額がある場合は還付します。

◆年税額の計算方法



※賦課の根拠等については、別紙をご覧ください。

個人市民税普通徴収納税通知書マッピング補足資料 《当初》

<税額決定（変更）通知書ファイル>

- No.110 = 「無」 のとき 配偶者 一般欄及び老人欄 = 空欄
- No.110 = 「同配」 のとき 配偶者 同一生計配偶者欄 = *
- No.110 = 「一般」 のとき 配偶者 一般欄 = *
- No.110 = 「老配」 のとき 配偶者 老人欄 = *
- No.119 = 「特別障害」 のとき 本人該当区分 障害特別欄 = *
- No.119 = 「普通障害」 のとき 本人該当区分 障害普通欄 = *
- No.28 ≠ Null のとき 振替口座欄の下に「※個人情報保護のため、口座番号の一部は表示して
おりません。（ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在）」と印字する。
- ※日付は、浜松市から別途指示をする。
- No.28 ≠ Null かつNo.171 = Null のとき 納付方法欄に「期別」を印字する。
- No.28 = Null のとき 納付方法欄には何も印字しない。
- 上記以外 のとき 納付方法欄にはNo.171をそのまま印字する。
- 『収入・所得・特別控除・繰越控除』欄（No.42～No.60）の各項目に対して、以下に該当する
ものは文言の変換を行って印字する。
 - ・「総合短特前」 ⇒ 「総合短期特控前」
 - ・「総合長特前」 ⇒ 「総合長期特控前」
 - ・「一時特前」 ⇒ 「一時特別控除前」
 - ・「分離短期所得」 ⇒ 「分離短期譲渡」
 - ・「分離長期所得」 ⇒ 「分離長期譲渡」
- 『所得控除額』欄（No.82～No.92）の各項目に対して、以下に該当するものは文言の変換を行
って印字する。
 - ・「配偶者・扶養控除」 ⇒ 「配偶者・扶養 ※”配偶者・扶養控除” の”・” は半角
- 『課税標準額・税額明細』欄（No.122～No.127）の各項目に対して、以下に該当するものは
文言の変換を行って印字する。
 - ・「分離短期」 ⇒ 「分離短期譲渡」
 - ・「分離長期」 ⇒ 「分離長期譲渡」
- 金額の印字については、すべてカンマ編集する。
- 別冊「提供データ仕様書5」の指示に従って、”0” の場合非表示 の対応をする。
- ただし、No.153、No.155、No.157、No.158については、”0” の場合”0” と印字する。
- 発付日の印字については、No.21を和暦編集（全角）（令和〇〇年〇〇月〇〇日）として印字
する。
- 公的年金の『法人番号』欄はNo.251～No.263を一つにまとめて13桁の数字列として印字
する。
- No.158 = 0 の場合、又は拡57～拡60が全て”0” 又は”*” の場合、「普通徴収（納付書
又は口座振替で納める税額）はありません。」を印字する。
No.158 ≠ 0 の場合、又は拡57～拡60が全て”0” 又は”*” でない場合、「同封の納付書

で、納めてください。」を印字する。

上記のいずれでもない場合、「下記の口座より振替します。」を出力。

➤ No.157>0 かつ No.273~275=*の場合、「10月から徴収月ごとに公的年金からの引き落としが開始（再開）される予定です。」を印字する。

No.157>0 かつ No.273~275≠*の場合、「徴収月ごとに公的年金から引き落としします。」を印字する。

<普徴通知書拡張ファイル>

➤ No.10=「1」のとき 本人該当区分 「寡婦」「*」

No.10=「4」のとき 本人該当区分 「ひとり親」「*」

➤ No.11=「1」のとき 本人該当区分 勤労学生=*

➤ No.12=「1」のとき 本人該当区分 未成年=*

➤ No.30+No.31>0のとき 『収入・所得・特別控除・繰越控除』の左欄に「分離短期譲渡所得特別控除」と印字する。(No.30+No.31=0 の場合、見出し及び金額ともに非表示)

➤ No.32+No.33+No.34>0のとき 『収入・所得・特別控除・繰越控除』の左欄に「分離長期譲渡所得特別控除」と印字する。(No.32+No.33+No.34=0 の場合、見出し及び金額ともに非表示)

<その他>

➤ 封筒の窓から見える位置に郵便番号、あて先、郵便バーコード、返戻バーコードを印字する。

➤ 印字する文字の種類・大きさ・位置については、事前に浜松市と協議し、浜松市の承認を得た上で決定すること。

③口座振替依頼書（市民税・県民税用）

【納税義務者保管用】
浜松市 口座振替依頼書
 市・県民税専用
 令和 年 月 日
 記載の約定を承認し、下記のとおり依頼します。
 整理番号 **298 (※1)**
107&108 (※2)

※3枚とも切り離さず、ご提出ください。
 ※お申込みの際は、必ず別紙「市・県民税口座振替のご案内」をご確認ください。
 ※赤太枠内を2枚（市役所用・金融機関用）全て記入・押印してください。
 ※取扱金融機関（裏面参照）の窓口へお申込みください。
 ※申込期（毎月20日）の翌月末日以降の納期から口座振替が開始されます。今年度第1期振替には間に合いませんのでご了承ください。
 ※裏面に約定事項が記載されておりますので、ご確認ください。

金融機関受付印

浜松市 口座振替依頼書 **市・県民税専用** 【市役所保管用】
 浜松市長 整理番号 **298 (※1)**
 記載の約定を承認し、下記のとおり依頼します。 令和 年 月 日

納税義務者氏名	107&108 (※2)		
振替方法	<input type="radio"/> 期別で納付	<input type="radio"/> 全額で納付（翌年度から全額、今年度は期別で納付）	
取扱金融機関 （ゆうちょ銀行を除く）	銀行	預金種別	金融機関コード/支店コード
	金庫	1 普通 2 当座 3 納付	
	農協	口座番号（右づめ）	
	店		
	所		
住所	〒 - 市 区 町 丁目 番 号		
氏名	姓 名		
口座名義人	住 所		
	〒 - 市 区 町 丁目 番 号		

金融機関承認印

市 処 理 欄

ゆうちょ銀行（郵便局）へのお申込みには、この専用依頼書は使用できません。***

浜松市 口座振替依頼書 **市・県民税専用** 【金融機関保管用】
 金融機関 御中 整理番号 **298 (※1)**
 記載の約定を承認し、下記のとおり依頼します。 令和 年 月 日

納税義務者氏名	107&108 (※2)		
振替方法	<input type="radio"/> 期別で納付	<input type="radio"/> 全額で納付（翌年度から全額、今年度は期別で納付）	
取扱金融機関 （ゆうちょ銀行を除く）	銀行	預金種別	金融機関コード/支店コード
	金庫	1 普通 2 当座 3 納付	
	農協	口座番号（右づめ）	
	店		
	所		
住所	〒 - 市 区 町 丁目 番 号		
氏名	姓 名		
口座名義人	住 所		
	〒 - 市 区 町 丁目 番 号		

金融機関使用欄

届出印

不備欄
 1.取り直し 2.名義人相談
 3.取消利用 4.口座振り直し
 5.その他
 []

検印 照合 受付

***浜松市内のゆうちょ銀行窓口で備え付けの依頼書（申込書）をご使用ください。

(※1) は、「税額決定（変更）通知書」ファイルからデータを取得すること
 (※2) は、「普徴納付書(コンビニ型)」ファイルからデータを取得すること
 なお、No.107 とNo.108 を結合した上で、枠内で折り返して印字させ、枠からオーバーした分は削除すること

③口座振替依頼書（市・県民税、固定資産税）

データ印字出力項目

ファイル名：a.CB 口座振替依頼書_〇〇.csv

図示	項番	項目名
(001)	A298	RTXT 整理番号
(002)	D107 D108	RTXTH4 氏名 1_左
(003)	A298	RTXT 整理番号
(004)	D107 D108	RTXTH4 氏名 1_左
(005)	A298	RTXT 整理番号
(006)	D107 D108	RTXTH4 氏名 1_左

「口座振替のご案内」内の
「口座振替依頼書」部分

安全・確実・便利！
口座振替のご案内

口座振替に関するお問合せ先
税務総務課 TEL.053-457-2261

令和5年度口座振替日・申込締切日

期別	口座振替日	会費徴収窓口下の申込期限	Webからの申込期限
1期・全納	令和5年5月30日（金）	受付は終了しました。	令和5年6月15日（木）
2期	令和5年8月31日（木）	令和5年7月20日（木）	令和5年8月15日（火）
3期	令和5年10月31日（火）	令和5年9月20日（木）	令和5年10月15日（日）
4期	令和5年1月31日（水）	令和5年12月20日（水）	令和6年1月15日（月）

申込方法

お申込み後に市から送付する「口座振替の手続完了のお知らせ」により、口座振替開始日等を必ずご確認ください。

○**口座振替依頼書による申込**

必要事項を記入・押印のうえ、取扱金融機関の窓口でお手続ください。（記入方法は記入例をご覧ください。）
※納税通知書面封の形式は、ゆうちょ銀行ではお手続きできません。お手続きが済んだ後、浜松市内の郵便局窓口にある分の口座振替依頼書（自動払込利用申込書）をご利用ください。

必要なもの
①預貯金通帳（口座番号がわかるもの） ②預貯金通帳届出印 ③納税通知書（整理番号がわかるもの）

○**Webによる申込**

取扱金融機関のうち、★の会費徴収Webからお申込みいただけます。浜松市ホームページからお手続きください。

必要なもの
①納税通知書または納付書 ②預貯金通帳 ③キャッシュカードの暗証番号

取扱金融機関 令和5年4月1日現在

銀行	静岡	スルガ	清水	愛知	名古屋	静岡中央	
	みずほ	二豊UFJ	りそな	三井住友	みずほ信託	ゆうちょ（郵便局）	
信用金庫	浜松いわた						浜州
農協	とひあ浜松						三ヶ日町
その他	静岡共済金庫						東日本信用政策協同組合連合会
							★茨木銀行

情報所に郵送で口座振替依頼書を提出する場合

○会費徴収窓口直接提出する場合より、手続に時間がかかります。翌月10日までにご郵送いただく、翌月末から口座振替が始まります。

○浜松市ホームページに納税申請の封筒（切手不要）を掲載しています。
ホーム→手続き→くらし→税金→納税方法→口座振替のご案内
郵送先 〒420-8652 浜松市中区元城町103番地の2（木鶴3階） 浜松市役所 税務総務課

注意事項

○市県民税・県民税は、普通徴収のみ口座振替できます。

○年度途中から口座振替が開始になる方で、お手元へ納付書がある場合、徴収と重複して納付されることのないようご注意ください。（重複納付になった場合は、後日返付となります。）

○配賦内容に不備等があると受付ができず、口座振替開始日が遅れることがあります。

納税通知書に同封の口座振替依頼書の記入例は記入例をご覧ください。お問合せ先：税務総務課（TEL.053-457-2261）

～口座振替依頼書の記入例～

この依頼書はゆうちょ銀行（郵便局）への申込には使用できません。お手続きが済んだ後、浜松市内のゆうちょ銀行窓口で納付書の納税書（納付書）名を使用してください。

※依頼書は必ず記入のうえ、捺印してください。

※市県民税と会費徴収金用の2枚が記入になるように、誤れなく記入して下さい。

※記入例は納税通知書に記載されています。納税通知書が添付されている場合は、記載されている住所等をご確認ください。

※記入例の欄には「記入例」で訂正印を押印してください。

※同封の納付書は必ず「納付書」を押印してください。

※依頼書は必ず記入のうえ、捺印してください。

※会費徴収金用の2枚が記入になるように、誤れなく記入して下さい。

※記入例は納税通知書に記載されています。納税通知書が添付されている場合は、記載されている住所等をご確認ください。

※記入例の欄には「記入例」で訂正印を押印してください。

※同封の納付書は必ず「納付書」を押印してください。

※依頼書は必ず記入のうえ、捺印してください。

※会費徴収金用の2枚が記入になるように、誤れなく記入して下さい。

※記入例は納税通知書に記載されています。納税通知書が添付されている場合は、記載されている住所等をご確認ください。

※記入例の欄には「記入例」で訂正印を押印してください。

※同封の納付書は必ず「納付書」を押印してください。

④納税通知書用封筒



⑤お知らせ 「A 市民税・県民税について」表面

令和 年度 市民税・県民税について（お知らせ）

◆令和 年度の主な改正内容

(1) 給与所得控除額の見直し

給与所得控除額を10万円引き下げます。また、給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額を1,000万円から850万円に引き下げ、その控除額も220万円から195万円に引き下げます。

(2) 公的年金等控除額の見直し

公的年金等控除額を10万円（公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円）引き下げます。また、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合は、控除額の上限（195万5千円）を設けます。

(3) 所得金額調整控除の創設

所得金額調整控除とは、一定の金額を給与所得から控除するもので、次の2種類があります。

- ①子ども・特別障害者等を有する人等の所得金額調整控除
- ②給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除

(4) 基礎控除の見直し

基礎控除額を10万円引き上げます。合計所得金額が2,400万円を超えると、その合計所得金額に応じて控除額が通減し、合計所得金額が2,500万円を超えると、基礎控除は適用されません。

(5) 調整控除の見直し

基礎控除の見直しに伴い、合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者は調整控除が適用されません。

(6) 所得控除及び非課税基準に係る所得要件等

給与所得控除、公的年金等控除等の見直しに伴い、所得控除及び非課税基準に係る所得要件等が変更になります。

(7) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）がいる単身者に対して、「ひとり親控除」を適用します。それ以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）を設定します。

(8) 「森林（もり）づくり県民税」の課税期間延長

「森の力再生事業」の継続に伴い、「森林（もり）づくり県民税」の課税期間を令和7年度まで延長します。（県税務課 ☎054-221-2337、県西部農林事務所 ☎053-458-7234）

◆市民税・県民税申告書等の提出期限延長に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市民税・県民税申告書及び所得税の確定申告書の提出期限が延長されました。それに伴い、市民税・県民税申告書及び確定申告書を提出された場合でも、申告書の内容が同封の納税通知書に反映されていない場合があります。この場合は、年度途中で税額変更等の処理を行い、納税通知書等でお知らせいたします。

《お問い合わせ先》 浜松市 財務部 市民税課

- ・課税内容に関する事 ☎ 053-457-2145
- ・年金からの特別徴収に関する事 ☎ 053-457-2162
- ・給与からの特別徴収に関する事 ☎ 053-457-2142

⑤お知らせ 「A 市民税・県民税について」裏面

◆ 納税通知書の見方

令和 年度 市民税・県民税納税通知書

地方自治及び地方公共団体の職員の給与に際し、地方自治法第109条第1項第2号の2の規定により、市民税及び県民税を決定しましたので、通知します。

通知書番号
整理番号

お問い合わせ先 浜松市 財務部 市民税課
●課税内容に関すること TEL 053-457-2145
●公的年金からの特別徴収に関すること TEL 053-457-2162
●給与からの特別徴収に関すること TEL 053-457-2142

① 市民税・県民税の年税額

年税額（「かざり」の合計） 円

① 普通徴収税額 円
② 公的年金からの特別徴収税額 円
③ 給与からの特別徴収税額 円

② 徴収方法ごとの内訳

① 普通徴収

期別	納期限	税額	充当額	差引納付額
第1期	令和 年 月 日	円	円	円
第2期	令和 年 月 日	円	円	円
第3期	令和 年 月 日	円	円	円
第4期	令和 年 月 日	円	円	円

振替口座
金融機関名
口座名義人
振替口座番号 納付方法

② 公的年金からの特別徴収

今年度の特別徴収税額		本年度税額		翌年度の仮徴収税額	
徴収月	税額	徴収月	税額	徴収月	税額
<input type="text"/>	円	<input type="text"/>	円	<input type="text"/>	円
<input type="text"/>	円	<input type="text"/>	円	<input type="text"/>	円
<input type="text"/>	円	<input type="text"/>	円	<input type="text"/>	円

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種類
支払者の名称 (法人番号)
公的年金の種類

③ 給与からの特別徴収 給与の支払いの際に、支払者が給与から引き去ります。
内訳については、勤務先から受け取る「給与所得に係る 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」でご確認ください。

お問い合わせの際は、【通知書番号】をお伝えください。

●年税額
今年度納めていただく総額です。

①普通徴収税額
年税額のうち、ご自身で納めていただく税額です。

②公的年金からの特別徴収税額
年税額のうち、公的年金から特別徴収（天引き）される税額です。

③給与からの特別徴収税額
年税額のうち、給与から特別徴収（天引き）される税額です。

①普通徴収税額の内訳
普通徴収税額を各期（1期～4期）に分割した税額と納期限です。

口座振替をご利用の人のみ表示しています。

②公的年金からの特別徴収税額の内訳
今年度分として年金から差し引かれる税額の内訳です。

翌年度分として年金から差し引かれる税額の内訳です。
※今回の年税額には含まれていません。

① 普通徴収について

納付書又は口座振替で、ご自身で納めていただく方法です。納期は、1期～4期に分けられます。

◆納付書が同封されている人：金融機関やコンビニの窓口などでお支払いください。

- ・クレジットカード払い、インターネットバンキング払いのほか、令和3年度から、「PayPay」「LINE Pay」でも納付できるようになりました。【「納付書裏面」参照】
- ・令和3年度から、Web上で口座振替の申込みができるようになりました。【市HP▶Web口座 検索】



◆口座振替を利用している人：各納期の最終日に振替します。

※納付書や口座振替についてのお問い合わせは、税務総務課（☎053-457-2261）まで

② 公的年金からの特別徴収について

2か月に1度支給される公的年金からの引き落としで納めていただく方法です。

この徴収方法は地方税法の規定に基づく取扱いであり、個人の選択による徴収方法の変更は認められていません。対象となる人や具体的な徴収方法などについては、納税通知書別紙「令和3年度 市民税・県民税 賦課の根拠等について」をご覧ください。

⑤お知らせ 「B 年特還付について」

公的年金からの仮徴収（引き落とし）額の還付について

令和元年度市民税・県民税が決定したことに伴い、公的年金からの特別徴収（引き落とし）により納めていただいている市民税・県民税の還付について、お知らせいたします。

本年4月分と6月分については、昨年度から継続して年金から引き落とし（仮徴収）しているところですが、税額計算の結果、あなた様の「公的年金についての税額」は、本年4月分と6月分の合計額を下回ることとなりました。

つきましては、差額分をお返しするとともに、本年8月分以降の公的年金からの特別徴収（引き落とし）を中止いたします。

なお、還付手続については後日、税務総務課より書類をお送りします。差額分の還付は引き落としの確認が取れ次第、徴収月ごとに行う予定です。

◆ 還付金詐欺に注意!! ◆

市民税・県民税の還付手続に関して、キャッシュカードやクレジットカードなどの暗証番号を聞いたり、ATM（現金自動預払機）の操作を依頼したりすることはありません。還付手続を装った詐欺には、くれぐれもご注意ください。

《お問い合わせ先》 浜松市 財務部 市民税課 市民税総括グループ 電話 053-457-2162

⑤お知らせ 「C 相続人の方へ」

市民税・県民税納税通知書の送付について(相続人の方へ)

市民税・県民税は、その年の1月1日現在、居住している人に対して前年中の所得をもとに1年分を課税することとなっています。

納税義務者（被相続人）がその年の1月2日以降に亡くなられた場合は、その相続人の方に納めていただくことになるため、この度、あなた様を相続人として納税通知書をお送りいたします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

- ・納付書が同封されている場合 ⇒ 同封の納付書で納めてください。
- ・口座振替の登録をされている場合 ⇒ 既に指定口座が停止されている場合は、税務総務課口座振替担当（電話 053-457-2261）までご連絡ください。

《お問い合わせ先》
浜松市 財務部 市民税課
個人市民税グループ
電話 053-457-2145

⑤お知らせ 「D 賦課の根拠（現年度）」表面・右

【市民税・県民税納税通知書 別紙】

令和 年度 市民税・県民税 賦課の根拠等について

◇お問合せ先
浜松市 財務部 市民税課
TEL 053-457-2145

1. 賦課の根拠	4. 賦課に不服がある場合(教示)																																					
<p>この税金は、地方税法第24条、第39条、第294条、第318条及び浜松市税条例第23条、第37条の規定により、前年中の所得に応じて、(1)の人に対しては均等割額及び所得割額の合算額、(2)の人に対しては均等割額が課税されます。</p> <p>(1) 令和3年1月1日現在、区内に住所を有する個人 (2) 令和3年1月1日現在、区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人でその区域内に住所を有しない人</p> <p>※市民税・県民税はその年の1月1日現在居住している人に対して、前年中の所得をもとに1年度分を課税します。そのため、年の途中(1月2日以降)に浜松市から引越(転出)をした場合でも、その年度は浜松市に納めていただきます。</p>	<p>この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に浜松市を被告として(浜松市長が被告の代表者となります。)提起することができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、以下の場合には判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき</p> <p>なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分取消しの訴えにあっては審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>																																					
2. 各期の納期・納付場所(普通徴収)	5. 口座振替をご利用の皆さまへ																																					
<p>●納期 ※納期到来前の納付額を納めることもできます。</p> <p>第1期 令和3年 6月11日 から 令和3年 6月30日 第2期 令和3年 8月11日 から 令和3年 8月31日 第3期 令和3年 10月11日 から 令和3年 11月1日 第4期 令和4年 1月11日 から 令和4年 1月31日</p> <p>※年税額が5,400円以下のときは最初の納期に全額を納めていただきます。</p> <p>●納付場所 浜松市指定金融機関等へ納めてください。指定金融機関等は、『納付書兼 納入済通知書』の裏面に記載しています。</p>	<p>◀お問合せ先 税務総務課 TEL 053-457-2261▶</p> <p>●口座振替日 口座振替日は納期限の日です。振替日の前日までに振替口座の残高をご確認ください。納税通知書の振替口座欄に表示されている口座が、既に解約済み又は凍結されている場合は、ご連絡ください。</p> <p>●全納の手続をしている人の振替方法 賦課開始期が第1期の場合、全期分を第1期分の納期限の日に振替します。第1期以外の場合、各期の納期限の日に期別で振替します。</p> <p>●振替ができなかった場合 振替日に預貯金残高不足で引き落としできなかった場合は、振替日の13営業日後(土日祝日を除く。)に再振替を行います。再振替の場合でも、延滞金が発生することがありますので、ご注意ください。(3. 納期限までに納付されなかった場合(延滞金)参照) なお、残高不足以外で振替ができなかった場合は、口座振替不能通知書兼納付書を送付しますので、その納付書で納付してください。</p>																																					
3. 納期限までに納付されなかった場合(延滞金)	6. 公的年金等からの特別徴収(引き落とし)について																																					
<p>納期限までに税金を納付されなかったときは、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。</p> <p>(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 … 年7.3% (各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%の割合を加算した割合をいう。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%の割合が上限))</p> <p>(2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間 … 年14.6% (各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)</p>	<p>◀お問合せ先 市民税課 TEL 053-457-2162▶</p> <p>(4) 特別徴収の方法</p> <p>●前年度から継続して公的年金等から特別徴収される人【図1】 4月・6月・8月の年金支払時に、前年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6ずつが特別徴収(仮徴収)され、10月・12月・2月の年金支払時に、年税額※から仮徴収税額を差し引いた残りの税額が特別徴収(本徴収)されます。</p> <p>●新たに公的年金等から特別徴収される人、又は再開される人【図2】 10月の年金支払時から特別徴収が開始(再開)されます。</p> <p>(5) 特別徴収の停止 年金の支給が停止となった場合や市外に転出した場合などは、特別徴収が停止となり、残りの税額は普通徴収(納付書又は口座振替)で納めていただくこととなります。</p>																																					
<p>(1) 特別徴収の対象となる人 令和3年4月1日時点で、高齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人が対象です。ただし、次の場合等は、対象となりません。 ・ 高齢基礎年金等の年額が18万円未満の場合 ・ 令和3年度の特別徴収税額が高齢基礎年金等の年額を超える場合 ・ 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない場合</p> <p>(2) 特別徴収を行う年金 特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類は、納税通知書に記載のとおりです。</p> <p>(3) 特別徴収の対象となる税額 前年中の公的年金等の所得に係る市民税・県民税(均等割額及び所得割額)が対象です。</p>	<p>【図1】 前年度から継続して公的年金等から特別徴収される人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">納付方法</td> <td colspan="3">特別徴収(仮徴収)</td> <td colspan="3">特別徴収(本徴収)</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>前年度の年税額※の1/6</td> <td>前年度の年税額※の1/6</td> <td>前年度の年税額※の1/6</td> <td>年税額※から4月、6月、8月に引き落としした額を差し引いた残額 1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <p>【図2】 新たに公的年金等から特別徴収される人、又は再開される人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">納付方法</td> <td colspan="2">普通徴収(納付書又は口座振替)</td> <td colspan="3">特別徴収(本徴収)</td> </tr> <tr> <td>第1期(6月)</td> <td>第2期(8月)</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>年税額※の1/4</td> <td>年税額※の1/4</td> <td>年税額※の1/6</td> <td>年税額※の1/6</td> <td>年税額※の1/6</td> </tr> </table> <p>※年税額：公的年金等の所得に対する税額</p>	納付方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)			4月	6月	8月	10月	12月	2月	納付額	前年度の年税額※の1/6	前年度の年税額※の1/6	前年度の年税額※の1/6	年税額※から4月、6月、8月に引き落としした額を差し引いた残額 1/3	1/3	1/3	納付方法	普通徴収(納付書又は口座振替)		特別徴収(本徴収)			第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月	納付額	年税額※の1/4	年税額※の1/4	年税額※の1/6	年税額※の1/6	年税額※の1/6
納付方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)																																		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																
納付額	前年度の年税額※の1/6	前年度の年税額※の1/6	前年度の年税額※の1/6	年税額※から4月、6月、8月に引き落としした額を差し引いた残額 1/3	1/3	1/3																																
納付方法	普通徴収(納付書又は口座振替)		特別徴収(本徴収)																																			
	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月																																	
納付額	年税額※の1/4	年税額※の1/4	年税額※の1/6	年税額※の1/6	年税額※の1/6																																	

⑤お知らせ「D 賦課の根拠（現年度）」裏面・左

7. 所得金額		8. 所得控除																											
(1) 給与所得の求め方		(1) 社会保険料控除																											
給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得控除後の金額(C)	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合の控除																											
55万1千円未満	0円	(2) 小規模企業共済等掛金控除																											
55万1千円以上 161万9千円未満	(A) - 55万円	あなたが、小規模企業共済制度の掛金、確定拠出年金制度の掛金、個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)などを支払った場合の控除																											
161万9千円以上 162万円未満	106万9千円	(3) 生命保険料控除																											
162万円以上 162万2千円未満	107万円	受取人があなたや配偶者その他の親族となっている生命保険料をあなたが支払った場合の控除(最高70,000円)																											
162万2千円以上 162万4千円未満	107万2千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">●旧契約(一般、個人年金分) (平成23年12月31日以前の契約)</th> <th colspan="2">●新契約(一般、個人年金、介護医療分) (平成24年1月1日以後の契約)</th> </tr> <tr> <th>支払金額①(円)</th> <th>控除額(円)</th> <th>支払金額②(円)</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~15,000</td> <td>①の全額</td> <td>~12,000</td> <td>②の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001~40,000</td> <td>①×0.5 + 7,500</td> <td>12,001~32,000</td> <td>②×0.5 + 6,000</td> </tr> <tr> <td>40,001~70,000</td> <td>①×0.25 + 17,500</td> <td>32,001~56,000</td> <td>②×0.25 + 14,000</td> </tr> <tr> <td>70,001~</td> <td>35,000</td> <td>56,001~</td> <td>28,000</td> </tr> </tbody> </table>				●旧契約(一般、個人年金分) (平成23年12月31日以前の契約)		●新契約(一般、個人年金、介護医療分) (平成24年1月1日以後の契約)		支払金額①(円)	控除額(円)	支払金額②(円)	控除額(円)	~15,000	①の全額	~12,000	②の全額	15,001~40,000	①×0.5 + 7,500	12,001~32,000	②×0.5 + 6,000	40,001~70,000	①×0.25 + 17,500	32,001~56,000	②×0.25 + 14,000	70,001~	35,000	56,001~	28,000
●旧契約(一般、個人年金分) (平成23年12月31日以前の契約)		●新契約(一般、個人年金、介護医療分) (平成24年1月1日以後の契約)																											
支払金額①(円)	控除額(円)	支払金額②(円)	控除額(円)																										
~15,000	①の全額	~12,000	②の全額																										
15,001~40,000	①×0.5 + 7,500	12,001~32,000	②×0.5 + 6,000																										
40,001~70,000	①×0.25 + 17,500	32,001~56,000	②×0.25 + 14,000																										
70,001~	35,000	56,001~	28,000																										
162万4千円以上 162万8千円未満	107万4千円	一般分、個人年金分、介護医療分の区分ごとの控除額の合計額が生命保険料控除額です。																											
162万8千円以上 180万円未満	(B) × 60% + 10万円	(4) 地震保険料控除																											
180万円以上 360万円未満	(B) × 70% - 8万円	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(配当金除く)がある場合の控除(最高25,000円)																											
360万円以上 660万円未満	(B) × 80% - 44万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">●地震保険料</th> <th colspan="2">●旧長期損害保険料</th> </tr> <tr> <th>支払金額③(円)</th> <th>控除額(円)</th> <th>支払金額④(円)</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~50,000</td> <td>③×0.5</td> <td>~5,000</td> <td>④の全額</td> </tr> <tr> <td>50,001~</td> <td>25,000</td> <td>5,001~15,000</td> <td>④×0.5 + 2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001~</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>				●地震保険料		●旧長期損害保険料		支払金額③(円)	控除額(円)	支払金額④(円)	控除額(円)	~50,000	③×0.5	~5,000	④の全額	50,001~	25,000	5,001~15,000	④×0.5 + 2,500			15,001~	10,000				
●地震保険料		●旧長期損害保険料																											
支払金額③(円)	控除額(円)	支払金額④(円)	控除額(円)																										
~50,000	③×0.5	~5,000	④の全額																										
50,001~	25,000	5,001~15,000	④×0.5 + 2,500																										
		15,001~	10,000																										
660万円以上 850万円未満	(A) × 90% - 110万円	※地震保険料、旧長期損害保険料の両方の保険料がある場合は、それぞれ計算した控除額の合計が地震保険料控除です。																											
850万円以上	(A) - 195万円	※同一契約が両方の区分に該当する場合、いずれか一方の区分のみで計算します。																											
(B) = (A) ÷ 4(千円未満切捨て) × 4		(5) 寡婦控除・ひとり親控除																											
◆所得金額調整控除		あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下であり、次の要件を満たす場合の控除																											
次の①又は②に該当する場合、一定金額を給与所得控除後の金額から控除します。給与所得金額 = 給与所得控除後の金額(C) - 所得金額調整控除(D + E)		<ul style="list-style-type: none"> ●寡婦控除(控除額26万円) <ul style="list-style-type: none"> ・夫と離婚した後、婚姻していない ・住民票の続柄に「妻(未届)」又は「夫(未届)」などの記載がない ・扶養親族(他の人の同一生計配偶者、扶養親族を除く)を有する ●ひとり親控除(控除額30万円) <ul style="list-style-type: none"> ・現に婚姻していない又は配偶者の生死が不明である ・住民票の続柄に「妻(未届)」又は「夫(未届)」などの記載がない ・総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者、扶養親族を除く)がいる 																											
①子ども・特別障害者等を有する人等の所得金額調整控除		(6) 勤労学生控除(控除額26万円)																											
給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から④のいずれかに該当する場合		大学、高等学校などの学生又は生徒で、次の①・②に該当する場合の控除																											
①本人が特別障害者に該当する		①自己の勤労による給与所得等があり、かつ合計所得金額が75万円以下																											
②年齢23歳未満の扶養親族を有する		②自己の勤労によらない所得が10万円以下																											
③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する		(7) 障害者控除																											
控除額(D) = (給与等の収入金額 - 850万円) × 10% ※1円未満切上げ(最高15万円)		あなたや同一生計配偶者、扶養親族として申告されている人が障がい者である場合の控除																											
②給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要件等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 など</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>障がい者のうち、身体障害者手帳で1・2級、療育手帳でA判定、精神障害者保健福祉手帳で1級の人 など</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	要件等	控除額	障害者	身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 など	26万円	特別障害者	障がい者のうち、身体障害者手帳で1・2級、療育手帳でA判定、精神障害者保健福祉手帳で1級の人 など	30万円	同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人	53万円												
区分	要件等	控除額																											
障害者	身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 など	26万円																											
特別障害者	障がい者のうち、身体障害者手帳で1・2級、療育手帳でA判定、精神障害者保健福祉手帳で1級の人 など	30万円																											
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人	53万円																											
「給与所得控除後の給与等の金額」と「公的年金等に係る雑所得の金額」があり、その合計金額が10万円を超える場合																													
控除額(E) = {給与所得控除後の給与等の金額(最高10万円) + (最高10万円) - 公的年金等に係る雑所得の金額(最高10万円)} - 10万円																													
(2) 公的年金等所得の求め方																													
●年齢: 65歳未満(昭和31年1月2日以後生まれ)																													
公的年金等の収入金額の合計額(F)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額																												
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																										
130万円未満	(F) - 60万円	(F) - 50万円	(F) - 40万円																										
130万円以上 410万円未満	(F) × 75% - 27万5千円	(F) × 75% - 17万5千円	(F) × 75% - 7万5千円																										
410万円以上 770万円未満	(F) × 85% - 68万5千円	(F) × 85% - 58万5千円	(F) × 85% - 48万5千円																										
770万円以上 1,000万円未満	(F) × 95% - 145万5千円	(F) × 95% - 135万5千円	(F) × 95% - 125万5千円																										
1,000万円以上	(F) - 195万5千円	(F) - 185万5千円	(F) - 175万5千円																										
●年齢: 65歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)																													
公的年金等の収入金額の合計額(F)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額																												
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																										
330万円未満	(F) - 110万円	(F) - 100万円	(F) - 90万円																										
330万円以上 410万円未満	(F) × 75% - 27万5千円	(F) × 75% - 17万5千円	(F) × 75% - 7万5千円																										
410万円以上 770万円未満	(F) × 85% - 68万5千円	(F) × 85% - 58万5千円	(F) × 85% - 48万5千円																										
770万円以上 1,000万円未満	(F) × 95% - 145万5千円	(F) × 95% - 135万5千円	(F) × 95% - 125万5千円																										
1,000万円以上	(F) - 195万5千円	(F) - 185万5千円	(F) - 175万5千円																										

⑤お知らせ 「D 賦課の根拠（現年度）」裏面・右

(8)配偶者(特別)控除					
あなたに生計を一にする配偶者があり、次の①から③を満たす場合、あなたと配偶者のそれぞれの前年中の合計所得金額に応じて受けられる控除					
①あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下					
②配偶者が事業専従者(青色、白色)でない					
③配偶者が他の人の扶養親族として申告されていない					
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額				
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
配偶者 控除	48万円以下	一般 老人 (70歳以上)	33万円 38万円	22万円 26万円	
	48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	33万円 31万円	22万円 21万円	
配偶者特別 控除	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	26万円 21万円	18万円 14万円	
	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	16万円 11万円	11万円 8万円	
	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	6万円 3万円	4万円 2万円	
	130万円超	133万円以下	3万円	2万円	
	※夫婦間でお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。				
	(9)扶養控除				
	あなたに控除対象扶養親族(前年中の合計所得金額が48万円以下の人)がいる場合の控除				
区分	要件等	控除額			
特定扶養親族	19歳以上23歳未満の人	45万円			
老人扶養親族	70歳以上の人	38万円			
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている人	45万円			
その他の扶養親族	16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の人	33万円			
年少扶養親族	16歳未満の人	—			
(10)基礎控除					
あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除					
あなたの合計所得金額	控除額				
2,400万円以下	43万円				
2,400万円超 2,450万円以下	29万円				
2,450万円超 2,500万円以下	15万円				
(11)雑損控除					
あなたや前年中の総所得金額等が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする人が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合の控除(次の①・②のいずれか多い方の金額)					
①損失額(損害金額-保険金などで補てんされる金額)-総所得金額等の10%					
②損失額のうち災害関連支出金額-5万円					
(12)医療費控除					
前年中に支払った医療費や特定の医薬品購入費が一定の金額以上ある場合の控除(適用は、次の①・②のどちらか一方)					
①医療費控除(最高200万円)					
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が、一定金額以上ある場合の控除					
控除額=(前年中に支払った医療費の総額-保険金などで補てんされる金額) -(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない額)					
②医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)(最高8万8千円)					
あなたが健康の保持増進及び疾病の予防のために一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費が1万2千円を越える場合の控除					
控除額=(前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額 -保険金などで補てんされる金額)-1万2千円					

9. 市民税・県民税の税率				
所得割の税率				
課税標準額		市民税	県民税	
課税総所得金額		8%	2%	
課税短期譲渡 所得金額	一般	7.2%	1.8%	
	軽減	4%	1%	
課税長期譲渡 所得金額	一般	4%	1%	
	特定	2,000万円以下	3.2%	0.8%
		2,000万円を超える部分	4%	1%
	軽減	6,000万円以下	3.2%	0.8%
6,000万円を超える部分		4%	1%	
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額		4%	1%	
上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額		4%	1%	
上場株式等に係る課税配当所得等の金額		4%	1%	
先物取引に係る課税雑所得等の金額		4%	1%	
課税山林所得金額		8%	2%	
課税退職所得金額		8%	2%	
肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 売却価額の1.2%(市民税)、0.3%(県民税)				
均等割額				
市民税	3,500円	「防災・減災のための市民税500円」含む		
県民税	1,900円	「防災・減災のための県民税500円」と 「森林(もり)づくり県民税400円」含む		
10. 税額控除				
(1)調整控除				
次の計算で求めた金額が、所得割額から控除されます。ただし、あなたの合計所得金額が2,500万円を超える場合、適用されません。				
区分	調整控除額の算出方法			
合計課税所得金額が200万円以下の場合	次の①・②のいずれか少ない金額の5% (市民税4%、県民税1%) ①人的控除の差の合計額 ②合計課税所得金額			
合計課税所得金額が200万円超の場合	人的控除の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)の5% (市民税4%、県民税1%) ※算出額が2,500円未満の場合は2,500円 (市民税2,000円、県民税500円)			
控除種類(人的控除)				
基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合			控除差
障害者控除	普通障害			5万円
	特別障害			1万円
	同居特別障害			10万円
ひとり親控除	母			22万円
	父			5万円
寡婦控除				1万円
勤労学生控除				1万円
扶養控除	特定扶養(19歳以上23歳未満)			18万円
	老人扶養(70歳以上)			10万円
	同居老親等(70歳以上の同居の直系尊属)			13万円
	その他扶養(16歳以上19歳未満)(23歳以上70歳未満)			5万円
配偶者控除	あなたの合計所得金額	配偶者区分		
	900万円以下	一般	5万円	
		老人(70歳以上)	10万円	
	900万円超 950万円以下	一般	4万円	
		老人(70歳以上)	6万円	
	950万円超 1,000万円以下	一般	2万円	
老人(70歳以上)		3万円		
配偶者特別 控除	あなたの合計所得金額	配偶者の合計所得金額		
	900万円以下	48万円超 50万円未満	5万円	
		50万円以上 55万円未満	3万円	
	900万円超 950万円以下	48万円超 50万円未満	4万円	
		50万円以上 55万円未満	2万円	
	950万円超	48万円超 50万円未満	2万円	
50万円以上 55万円未満		1万円		

⑤お知らせ 「D 賦課の根拠（現年度）」表面・左

(2) 配当控除(申告分離課税を選択した上場株式等の配当等には適用されません)

株式配当などの配当所得を総合課税で申告した場合、その所得金額(以下の率を乗じた金額)が所得割額から控除されます。
※配当等の種類によっては、適用が受けられない場合があります。

種類	※課税標準額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%	0.28%	0.07%
特定証券	外貨建等証券投資信託以外					
投資信託等	外貨建等証券投資信託					
	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%		

※課税総所得金額と申告分離課税所得金額の課税標準額の合計です。

(3) 住宅借入金等特別控除

平成23年から令和2年までに入居し、前年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①・②のいずれか少ない金額が所得割額から控除されます。(控除割合：市民税 4/5、県民税 1/5)

①所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税において控除しきれなかった額
②所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額)の5% (最高 97,500円)

※住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合は、所得税の課税総所得金額等の7% (最高 136,500円)

(4) 寄附金控除

次の①から③のいずれかに該当する寄附金がある場合は、以下で計算した額が所得割額から控除されます。

①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税(特別控除対象))
※総務大臣の指定を受けている自治体に対する寄附金に限る
②静岡県共同基金、日本赤十字社静岡県支部、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(特別控除対象以外)
③静岡県又は浜松市が条例で指定した団体に対する寄附金

●ふるさと納税ワンストップ特例制度(申告特別控除)

次の条件を満たし、期限内に寄附先の自治体へ申告特例の申請を行った人が対象です。

- ・給与所得者等で所得税の確定申告書(市民税・県民税申告書含む)を提出する必要のない人
- ・前年中の寄附先の自治体の数が5以下の人

【注意】所得税の確定申告書(市民税・県民税申告書含む)を提出した場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度(申告特例)に基づく寄附金控除は無効になります。申告の際には、寄附金全て(申告特例の申請を行った寄附金を含む)を申告する必要があります。

基本控除額	①+②+③(※1)-2,000円	×(市民税8%、県民税2%)
※1の上限は、総所得金額等の30%		
特例控除額	①-2,000円	×(下表の割合a)×(市民税4/5、県民税1/5)
上限は、所得割額(調整控除後)の20%		
申告特別控除額	特例控除額×(下表の割合b)	×(市民税4/5、県民税1/5)

課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合 a (%)	課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合 b
195万円以下	84.895	195万円以下	5.105/84.895
195万円超 330万円以下	79.79	195万円超 330万円以下	10.21/79.79
330万円超 695万円以下	69.58	330万円超 695万円以下	20.42/69.58
695万円超 900万円以下	66.517	695万円超 900万円以下	23.483/66.517
900万円超 1,800万円以下	56.307	900万円超	33.693/56.307
1,800万円超 4,000万円以下	49.16		
4,000万円超	44.055		

※0円未満となる又は課税総所得金額がない場合は、この表と異なる割合を適用

(5) 外国税額控除

外国にその源泉のある所得について、その国の法令により、所得税や住民税等が課された場合、所得税、県民税及び市民税の控除限度額を限度として所得割額から控除します。
※所得税の確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書が添付されている場合に適用が受けられます。

1.1 配当割額又は株式等譲渡所得割額

上場株式等の配当等や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡に係る所得を申告した場合は、配当等を受け取る際や株式等を譲渡する際に特別徴収(天引き)された配当割額、株式等譲渡所得割額が所得割額(税額控除後)から控除されます。なお、既に納税通知書(税額決定通知書を含む)が送達されている場合は、新たに適用を受けられません。(控除割合：市民税3/5、県民税2/5)

用語説明

- 控除対象扶養親族とは
扶養親族のうち、平成17年1月1日以前に生まれた人(16歳以上)
- 扶養親族とは
前年12月31日現在(年中途中で死亡した場合は、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する人
・あなたと生計を一にする
・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)
・前年中の合計所得金額が48万円以下
・事業専従者(青色、白色)でない
- 生計を一にするとは
日常生活の費用を共にすること
勤務の都合や修学、療養などのために家族と別居している場合でも、生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、これに該当する
- 「同一生計配偶者又は扶養親族を有する」とは
確定申告書、扶養控除等申告書や市民税・県民税申告書などで申告し、あなたの同一生計配偶者又は扶養親族とされている親族がいること
- 課税総所得金額
下記の①・②の合計金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額)から、所得控除合計額を差し引いた金額(千円未満切捨て)
- 合計課税所得金額
下記の①・②の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額)から、所得控除合計額を差し引いた金額(千円未満切捨て)
- 総所得金額等
下記の①・②・③の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額)
- 合計所得金額
下記の①・②・③の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額)

①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額(損益通算後の金額)
②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の1/2の金額
③申告分離課税(長(短)期譲渡所得については特別控除前)の所得金額の合計額

<繰越控除>

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

市民税・県民税が課税されない人

- 均等割・所得割どちらも課税されない人
(1)令和3年1月1日時点で、次の①又は②に該当する人
①生活保護法による生活扶助を受けている人
②未成年者(未婚)、障がい者、ひとり親又は寡婦に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の人
(2)前年の合計所得金額が、下表の金額以下の人(※1)
- 所得割が課税されない人(均等割のみ課税)
(1)所得控除の合計額が、総所得金額等を上回る人
(2)前年の総所得金額等が、下表の金額以下の人(※2)

同一生計配偶者+扶養親族の数	非課税(※1)	均等割のみ課税(※2)
無	～415,000円	～450,000円
1	～919,000円	～1,120,000円
2	～1,234,000円	～1,470,000円
3	～1,549,000円	～1,820,000円

(※1) 計算式：315,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+139,000円(※3)
(※2) 計算式：350,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+320,000円(※3)
(※3) 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合に加算

⑤お知らせ 「E 口座振替・納付方法のご案内(市民税・県民税用)」表面 ※内容変更あり

安全・確実・便利!

口座振替のご案内

口座振替に関するお問合せ先
税務総務課 TEL053-457-2261

令和5年度口座振替日・申込締切日

期別	口座振替日	金融機関窓口での申込期限	Webからの申込期限
1期・金納	令和5年6月30日(金)	受付は終了しました。	令和5年8月15日(木)
2期	令和5年8月31日(木)		令和5年8月15日(火)
3期	令和5年10月31日(火)	令和5年9月20日(水)	令和5年10月15日(日)
4期	令和5年11月31日(水)	令和5年12月20日(水)	令和5年11月15日(月)

申込方法

お申込み後に市から送付する「口座振替の「終了のお知らせ」により、口座振替開始日を必ずご確認ください。

○口座振替依頼書による申込

必要事項を記入・押印のうえ、取扱金融機関の窓口でお手続ください。(記入方法は記入例をご覧ください。)
※封筒通知書同封の様式で、ゆうちょ銀行ではお手続きできません。お手数ですが浜松市内の郵便局窓口にて併付の「口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」をご利用ください。

必要なもの
①預貯金通帳(口座番号がわかるもの) ②期別口座振替届出印 ③納税通知書(整理番号がわかるもの)

○Webによる申込

取扱金融機関のうち、★の金融機関はWebからもお申込みいただけます。浜松市ホームページからお手続ください。

必要なもの
①納税通知書または納付書 ②預貯金通帳 ③キャッシュカードの暗証番号

取扱金融機関 令和5年4月1日現在

銀行	★静岡	★スルガ	★清水	★愛知	★名古屋	★静岡中央
	みずほ	三菱UFJ	りそな	三井住友	みずほ信託	ゆうちょ(郵便局)
信用金庫	★浜松いわた ★浜州					
農協	★とびあ浜松 ★三ヶ日町 ★浜州中央					
その他	★静岡県労働金庫 東日本信用金庫協同組合連合会 ★深天銀行					

市役所に郵送で口座振替依頼書を提出する場合

- 金融機関に直接提出する場合より、手続に時間がかかります。毎月10日までに郵送いただく、翌月から口座振替が始まります。
- 浜松市ホームページに郵送申込用の封筒(切手不要)を掲載しています。
ホーム▶手続き・くらし▶税金▶納税方法▶口座振替のご案内
郵送先 〒430-8652 浜松市中区元規町103番地の2(木階3階) 浜松市役所 税務総務課

注意事項

- 市民税・県民税は、普通徴収のみ口座振替できます。
- 年度途中から口座振替が開始になる方で、お手元へ納付書がある場合、振替と重複して納付されることのないようご注意ください。(重複納付になった場合は、後当返付となります。)
- 別途料金に不備等があると受付ができず、口座振替開始日が遅れることがあります。

納税通知書に同封の「口座振替依頼書の記入例は記入例をご覧ください。お問合せ先：税務総務課 TEL053-457-2261)

この依頼書はゆうちょ銀行(郵便局)への申込に使用できません。お手数ですが、浜松市内のゆうちょ銀行窓口へ併付の依頼書(申込書)をご使用ください。

～口座振替依頼書の記入例～

市役所納付書も期別毎の2枚が併記内容になるように、薄れなくご記入下さい。

整理番号は納税通知書ごとに異なります。納税通知書が複数ある場合は、記載されている整理番号などにお合点ください。

記入済みの箇所には「届出印」で正しいを押印してください。

届出印欄には必ず「届出印」を押印してください。

納付通知書と口座番号の入る場合は、納付通知書から見た口座番号への数字(納付)をご記入ください。
例1:「100」(納付通知書が「100」の場合)
例2:「100」(納付通知書が「100」の場合)
例3:「100」(納付通知書が「100」の場合)

※納付方法は「お申込みの届出」にてご確認ください。
※お申込みの際は、必ず「口座振替のご案内」をご確認ください。
※市役所納付書と金融機関納付書の赤枠内へ記入し、金融機関納付書には届出印を押印してください。
※取扱金融機関(金庫)の窓口へ、お申込みください。
※申込期限(毎月20日)の翌月1日以前の納期日から口座振替が開始されます。今年度の第1期振替には間に合いません。

※納付方法について「お申込みの届出」にてご確認ください。
①期別で納付(1-5期)ごとに返付する方法です。
②全年度で納付(5年度から全納、今年度以降で納付)・今年度は期別で納付、5年度以降は第1期に1年分を一括返付する方法です。

⑤お知らせ 「E 口座振替・納付方法のご案内（市民税・県民税用）」裏面

約定（金融機関宛）

- 振替日は、浜松市が指定した日としてください。
- 浜松市から納付書が貴行に送付されたときは、当方に通知することなく振替指定期日に指定預貯金口座から納付書記載の金額を払い出し、浜松市へ払い込みしてください。
- 前項の手続きについては、指定した預貯金の約定にかかわらず貴行所定の方法で処理してください。
- 振替指定期日に指定預貯金口座の残高が納付書記載の金額に満たないときは、当方に通知することなく当該納付書を浜松市に送付及び次回以降の口座振替を中止されても異議ありません。
- この取扱いに關して、仮に紛議が生じても、貴行に迷惑をかけません。

約定（浜松市宛）

- 納付義務者と口座名義人が異なる場合において、口座名義人の口座から納付義務者の市税が引き落とされることについて、納付義務者及び口座名義人双方ともに異議ありません。
- 領収書については、預貯金通帳への記載をもって領収書にかえます。
- 振替依頼した税目について、差付金が生じたときは、表記口座へ振り込みしてください。
- 全納での口座振替を利用中に全納振替できなかった場合、同年度中は期別の口座振替としてください。
- 遅期に濱り浜松市から請求がない場合、口座が解約されていると確認された場合等、浜松市が必要と認めた場合は、当方に通知することなく口座振替の取扱いを中止されても異議ありません。

◆お申込み方法と取扱金融機関等
下記、金融機関の窓口へお申込みください。

取 扱 金 庫 機 関 等	銀行 静岡 三井住友 名古瀬	みずほ スルガ 静岡中央	三蔵JFJ 清水 愛知	りそな 豊田
信託銀行	みずほ			
信用金庫	浜松ひむた	遠州		
農協	静岡県信用農業協同組合連合会 三ヶ日町 遠州中央	とびあ浜松		
その他	静岡労働生協 東日本信用海豊協同組合連合会			

※おうちお銀行へのお申込みには、この際、有期振替の口座振替依頼書は発行できませんので、振込用のみおうちお銀行（振替期）窓口にご来店いただく必要は、取扱金融機関の窓口へご確認ください。振込料がない場合は、下記までお問合せください。

◆口座振替のお申込みに関するお問合せ先
税務総務課 ☎ 053-457-2281

約定（金融機関宛）

- 振替日は、浜松市が指定した日としてください。
- 浜松市から納付書が貴行に送付されたときは、当方に通知することなく振替指定期日に指定預貯金口座から納付書記載の金額を払い出し、浜松市へ払い込みしてください。
- 前項の手続きについては、指定した預貯金の約定にかかわらず貴行所定の方法で処理してください。
- 振替指定期日に指定預貯金口座の残高が納付書記載の金額に満たないときは、当方に通知することなく当該納付書を浜松市に送付及び次回以降の口座振替を中止されても異議ありません。
- この取扱いに關して、仮に紛議が生じても、貴行に迷惑をかけません。

約定（浜松市宛）

- 納付義務者と口座名義人が異なる場合において、口座名義人の口座から納付義務者の市税が引き落とされることについて、納付義務者及び口座名義人双方ともに異議ありません。
- 領収書については、預貯金通帳への記載をもって領収書にかえます。
- 振替依頼した税目について、差付金が生じたときは、表記口座へ振り込みしてください。
- 全納での口座振替を利用中に全納振替できなかった場合、同年度中は期別の口座振替としてください。
- 遅期に濱り浜松市から請求がない場合、口座が解約されていると確認された場合等、浜松市が必要と認めた場合は、当方に通知することなく口座振替の取扱いを中止されても異議ありません。

